



# 山形県公報

令和2年5月15日(金)  
第104号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 公共測量の実施の変更の通知……………(県土利用政策課) ……555
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……556
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 人事委員会関係

#### 告 示

- 令和2年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施……………557
- 令和2年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)の実施……………560
- 令和2年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施……………562

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……564
- 同……………(同) ……565
- 同……………(同) ……566
- 同……………(同) ……567
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……568
- 同……………(新庄病院) ……569
- 同……………(同) ……同

## 告 示

### 山形県告示第405号

令和元年11月県告示第464号(公共測量の実施の通知)により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和2年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 公共測量を実施する期間

(変更前) 令和元年10月24日から同年12月20日まで

(変更後) 令和元年10月24日から令和2年2月28日まで

### 山形県告示第406号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西村山郡朝日町大字三中地内

- 2 公共測量を実施した期間  
令和元年10月24日から令和2年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第407号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和2年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第189号
- 2 指定の場所 東根市大字東根元東根字白金4981番1
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 61.24メートル
- 4 指定年月日 令和2年4月28日

**山形県告示第408号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

"	東支店	"	東原町1番38号	"	"
"	新斎町支店	"	西新斎町9番20号	"	"

を

"	東支店	"	東原町1番38号	"	"
---	-----	---	----------	---	---

に、

"	東大町支店	"	東大町二丁目1番16	"	"
"	若宮町支店	"	若宮町二丁目2番11号	"	"

を

"	東大町支店	"	東大町二丁目1番地16	"	"
---	-------	---	-------------	---	---

に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年5月18日から施行する。

## 人事委員会関係

### 告 示

**山形県人事委員会告示第5号**

令和2年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和2年5月15日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類  
山形県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員  
次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員	試験区分	採用予定人員
行政	約 60 名	一般農業（農業）	約 5 名
警察行政	約 5 名	一般農業（畜産）	若干名
病院経営	約 5 名	林業	約 5 名
福祉・心理	約 10 名	水産	若干名
総合土木	約 10 名	電気	約 5 名
建築	若干名	工業化学	若干名
化学	約 5 名	警察建築	若干名

- 3 試験の程度  
大学卒業程度
- 4 対象となる職  
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給与  
この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。  
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

適用給料表	給料
行政職給料表	1級25号給
研究職給料表※	2級1号給

※ 試験研究又は調査研究業務に従事する場合には研究職給料表が適用される。

- 6 受験資格  
次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者（試験区分「工業化学」を除く。）及び地方公

務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は受験できない。

- (1) 昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
  - (2) 平成11年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者
    - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者
    - ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
- なお、次表左欄に掲げる試験区分については、同表右欄の資格要件を満たす者に限り受験できる。

試験区分	資格要件
福祉・心理	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和3年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分	試験地	合格者発表
6月28日（日）	教養試験（多肢選択式）	全試験区分	7月6日（月） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。
	専門試験（多肢選択式）		

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分	試験地	合格者発表
7月11日（土） （予定）	論文試験	全試験区分	8月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。
	人物試験（適性検査及び外国語資格調査）		
7月22日（水）～ 8月4日（火）の うち指定する1日 （予定）	人物試験（集団討論）	全試験区分	
	人物試験（個別面接1・2）	行政	
	人物試験（個別面接）	行政以外	

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

英語・中国語・韓国語の外国語試験で一定以上のスコア等を有する者に外国語資格加点を行う。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

(1) 行政の試験区分

第1次試験		第2次試験				
教養試験	専門試験	論文試験	人物試験			
			集団討論	個別面接1	個別面接2	外国語 資格加点
150点	150点	100点	100点	100点	300点	20点

(2) 行政以外の試験区分

第1次試験		第2次試験			
教養試験	専門試験	論文試験	人物試験		
			集団討論	個別面接	外国語 資格加点
150点	150点	100点	100点	300点	15点

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」([https://www.pref.yamagata.jp/online\\_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html](https://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html))により、令和2年5月15日（金）午前9時から同年6月4日（木）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない特段の事情がある場合は、令和2年5月27日（水）午後5時までに山形県人事委員会事務局の承認を受け、同年6月4日（木）までに郵送又は持参の方法により申込みを行うことができるものとする（郵送の場合は、同月4日（木）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学
病院経営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、経営学、統計学
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物

建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
一般農業（農業）	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画
一般農業（畜産）	栽培学汎論、作物学、土壤肥科学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
工業化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
警察建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工

山形県人事委員会告示第6号

令和2年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和2年5月15日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

- 1 試験の種類  
山形県職員採用試験（高校卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員  
次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員	試験区分	採用予定人員
行政	約 10 名	総合土木	約 5 名
警察行政	約 5 名		

- 3 試験の程度  
高等学校卒業程度
- 4 対象となる職  
行政職給料表の職務の級1級の職
- 5 給与  
この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。  
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

適用給料表	給料
行政職給料表	1級5号給

6 受験資格

平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 日本の国籍を有しない者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者

7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は別表のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分		試験地	合格者発表
9月27日（日）	教養試験（多肢選択式）	全試験区分	山形市 三川町	10月5日（月） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。
	専門試験（多肢選択式）	総合土木のみ		

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目及び実施する試験区分		試験地	合格者発表
10月11日（日） （予定）	作文試験	全試験区分	山形市	11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。
	人物試験（適性検査）			
10月21日（水）～ 10月29日（木）のうち指定する1日 （予定）	人物試験（個別面接）			

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

試験種目 試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験（個別面接）
行政、警察行政	300点	—	100点	400点

総合土木	150点	150点	100点	400点
------	------	------	------	------

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」([https://www.pref.yamagata.jp/online\\_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html](https://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html))により、令和2年8月7日（金）午前9時から9月4日（金）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない特段の事情がある場合は、令和2年8月27日（木）午後5時までに山形県人事委員会事務局の承認を受け、9月4日（金）までに郵送又は持参の方法により申込みを行うことができるものとする（郵送の場合は、9月4日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 採用予定人員、試験日等は変更される場合がある。その他、試験の詳細及び変更点については、令和2年8月7日（金）に配布開始となる受験案内を参照すること。

別表

試験区分	出題分野
総合土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、農業土木設計、水循環、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木施工

山形県人事委員会告示第7号

令和2年度山形県市町村立学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

令和2年5月15日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

1 試験の種類

山形県市町村立学校事務職員採用試験

2 試験区分及び採用予定人員

次表のとおりである。

試験区分	採用予定人員
小・中学校事務Ⅰ	約 15 名
小・中学校事務Ⅱ	約 5 名

3 試験の程度

高等学校卒業程度

4 対象となる職

行政職給料表の職務の級1級の職のうち、市町村立学校事務職員の職



5 給与

この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

適用給料表	給料
行政職給料表	1級5号給

6 受験資格

次表のとおりである。

試験区分	受験資格
小・中学校事務Ⅰ	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
小・中学校事務Ⅱ	昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者

7 試験日、試験種目、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
9月27日（日）	教養試験（多肢選択式）	山形市 三川町	10月5日（月） 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

試験日	試験種目	試験地	合格者発表
10月11日（日） （予定）	作文試験	山形市	11月中旬 合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。
	人物試験（適性検査）		
10月21日（水）～ 10月29日（木）の うち指定する1日 （予定）	人物試験（個別面接）		

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試

験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

第1次試験	第2次試験	
教養試験	作文試験	人物試験（個別面接）
300点	100点	400点

#### 9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

#### 10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」([https://www.pref.yamagata.jp/online\\_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html](https://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html))により、令和2年8月7日（金）午前9時から9月4日（金）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない特段の事情がある場合は、令和2年8月27日（木）午後5時までに山形県人事委員会事務局の承認を受け、9月4日（金）までに郵送又は持参の方法により申込みを行うことができるものとする（郵送の場合は、9月4日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

#### 11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 採用予定人員、試験日等は変更される場合がある。その他、試験の詳細及び変更点については、令和2年8月7日（金）に配布開始となる受験案内を参照すること。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和2年9月15日まで縦覧に供する。

令和2年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョーシン山形嶋店  
山形市嶋北二丁目4番15外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号  
代表取締役 金谷 隆平

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
北信越ジョーシン株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	山 中 庸 隆

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
北信越ジョーシン株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	山 本 英 寿

4 変更年月日

平成27年6月28日

5 届出年月日

令和2年2月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年9月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和2年9月15日まで縦覧に供する。

令和2年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン山形嶋店

山形市嶋北二丁目4番15外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

代表取締役 金谷 隆平

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
北信越ジョーシン株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	山 本 英 寿

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷隆平

4 変更年月日

平成29年2月1日

5 届出年月日

令和2年2月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年9月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和2年9月15日まで縦覧に供する。

令和2年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン米沢店

米沢市成島町三丁目2758番地16

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

代表取締役 金谷 隆平

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
(仮称) ジョーシン米沢店	米沢市成島町三丁目2758番地16

(変更後)

名 称	所 在 地
ジョーシン米沢店	米沢市成島町三丁目2758番地16

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
北信越ジョーシン株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	山 中 庸 隆

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
北信越ジョーシン株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	山 本 英 寿

4 変更年月日

平成27年6月28日

5 届出年月日

令和2年2月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年9月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和2年9月15日まで縦覧に供する。

令和2年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン米沢店

米沢市成島町三丁目2758番地16

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

代表取締役 金谷 隆平

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
北信越ジョーシン株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	山 本 英 寿

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷隆平

## 4 変更年月日

平成29年2月1日

## 5 届出年月日

令和2年2月25日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年9月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

- (1) A重油 54,000リットル
- (2) 灯油（大型タンクローリー車納入分） 422,000リットル
- (3) 灯油（中型タンクローリー車納入分） 71,000リットル
- (4) 灯油（ドラム缶納入分） 13,000リットル
- (5) レギュラーガソリン（大型タンクローリー車納入分） 22,000リットル

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

## 3 落札者を決定した日 令和2年4月2日

## 4 落札者の名称及び所在地

野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号

## 5 落札金額

1の(1)から(5)までのそれぞれについて次のとおり。

- (1) 45.100円
- (2) 46.200円
- (3) 46.200円
- (4) 54.230円
- (5) 104.500円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和2年2月21日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月15日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
放射線部門システム及び内視鏡システム保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422番2号
- 5 落札金額 30,013,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和2年2月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月15日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
医療情報システムネットワーク保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 12,827,892円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和2年2月18日

令和2年5月15日印刷  
令和2年5月15日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県